議案第73号

令和6年度福生都市計画瑞穂町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度福生都市計画瑞穂町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和7年9月1日

提出者 瑞穂町長 山 﨑 栄

令和6年度福生都市計画瑞穂町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度福生都市計画瑞穂 町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、そ の意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和6年度福生都市計画瑞穂町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算

2 審査期日

令和7年7月25日(金)

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額6億724万596円、歳出総額5億7,411万4,245円で、歳入歳出差引残額3,312万6,351円である。

歳入の状況は、収入済額6億724万596円を前年度と比較すると14. 99%の増であり、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の75.06%を占める一般会計からの繰入金、9.59%を占める保留地処分金や町預金利子の諸収入及び6.26%を占める町債である。

歳出の状況は、支出済額 5 億 7, 4 1 1 万 4, 2 4 5 円を前年度と比較すると 1 6.9 1 %の増であり、予算現額に対し 9 4.5 6 %の執行率である。 支出の主なものは、5 7.7 9 %を占める公債費で起債元金償還金及び起 債利子償還金、42.21%を占める総務費で都市づくり公社委託料である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和7年8月6日

瑞穂町長 山 﨑 栄 様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

古 宮 郁 夫